

改正

令和3年3月25日告示第20号

令和7年2月3日告示第10号

佐久穂町地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき佐久穂町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協力隊は、町及び地域住民等との連携を密にし、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 移住交流の促進や就業人口の獲得に関する活動
- (2) 地域活性化に意欲ある外部人材が地域に根付くための支援活動
- (3) 地域資源の発掘と情報発信に関する活動
- (4) 地域の魅力発信に資する都市と地域の交流事業の企画及び実践活動
- (5) 空家情報の収集活動
- (6) 地域福祉の向上に係る活動
- (7) 農林水産業等の地域の産業振興に関する活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた活動

(任用)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長が任用する。

- (1) 任用される前に本町に住所を定めたことがない者。ただし、委嘱及び協力隊活動開始前に住居をはじめとする生活基盤をあらかじめ整える必要がある場合は、社会通念上合理的と認められる期間であれば、委嘱前の住民票異動も例外的に認める。
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を町内へ移し、本町に住民票を異動することに了承する者（任用される前に既に町内に定住又は定着している者を除く。）であること。
- (3) 本町に1年以上の居住を予定している者
- (4) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる者
- (5) 心身が健康で、地域に溶け込む意思を有し、かつ、誠実に任務を遂行できる者

(任用期間)

第4条 隊員の任用期間は、1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。ただし、地域協力活動として地場産業等に従事する隊員が次の各号のいずれにも該当し、任期終了後に当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うため、3年を超えて当該地域協力活動を行うことを希望し、町長が活動期間の延長が必要と認めた場合には、2年を上限として延長（最長5年）することができる。

- (1) 当該地場産業等は、地域における存続・継承が必要なものとして町長が認めるものであること。
- (2) 起業の場合は1人以上の新規雇用をし、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数

を維持すること。

(3) 地域おこし協力隊員としての活動地と同一町内に定住し、かつ同一町内で起業・事業承継を行うこと。

2 前項の規定により任用期間を延長する場合には、1年ごとに任用期間を延長するものとする。

3 隊員が産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間（以下「活動中断期間」という。）が生じた場合、1年を限度として活動中断期間と等しい期間を通算の任用期間から除くことができるものとする。

（報酬等）

第5条 隊員の報酬等は、佐久穂町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年佐久穂町条例第23号）に定めるところとする。

（勤務時間）

第6条 隊員の勤務時間は、1週間当たり37.5時間とするものとする。

（週休日）

第7条 隊員の週休日は、佐久穂町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（令和3年佐久穂町規則第3号）に定めるところによる。

（報告）

第8条 隊員は、当該月に実施した活動の内容その他必要と認める事項について、翌月の10日までに町長に報告する。

2 隊員は、町から要請があったときは、活動報告会等に参加し、必要に応じて活動状況等について報告しなければならない。

（町の役割）

第9条 町長は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

(1) 隊員の活動に関する総合調整

(2) 隊員の活動に関する住民等への周知

(3) 隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支給すること。

(4) その他協力隊の円滑な活動に必要な事項

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。